

問題1. 外為法第25条第1項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業省の許可を受けなければならない。」と規定されている。下線部分は正しい。

問題2. 国際輸出管理レジームの1つである（A）は、1974年のインドの核実験を契機に創設された国際輸出管理レジームである。貨物については、輸出令別表第1の2の項、技術については、外為令別表の2の項に規制が反映されている。（A）には、原子力供給国グループ（Nuclear Suppliers Group）が入る。

問題3. 「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（貨物等省令）は、財務省令である。

問題4. アメリカ合衆国、フランス、英国、韓国は、すべての国際輸出管理レジームに参加しており、輸出令別表第3の地域（グループA）である。

問題5. 輸出令別表第1の5の項で規制されている貨物の英訳をする場合は、ワッセナー・アレンジメント（WA）のサイトが参考になる。

問題6. 技術の該非判定を行う場合は、①輸出令別表第1、②貨物等省令、③運用通達の3つをチェックする必要がある。

問題7. 外為法第1条では、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のため、「必要最大の管理又は調整」を行うと規定されている。

問題8. 東京にあるメーカーXは、横須賀にある在日米軍基地に輸出令別表第1の3の項（2）に該当するバルブ（10セット）を納品する予定である。この場合、輸出にはあたらないので、輸出許可は不要である。

問題9. 大阪にあるメーカーXは、先月、米国から輸入したポンプ（輸出令別表第1の3の項（2）に該当）が故障したので、日本から米国にあるメーカーYに修理のために輸出する場合、無償告示が適用できるので、輸出許可は不要である。

問題 1 0. 東京にある医薬品メーカー X は、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (1) に該当するウイルスを基礎科学分野の研究活動のため、米国の公的研究機関 Y に輸出する予定である。この場合、輸出許可は不要である。

問題 1 1. 特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を使用して、同許可の適用可能な貨物を輸出令別表第 3 に掲げる地域に輸出する場合は、用途や需要者の確認は不要である。

問題 1 2. 役務通達 1 (3) 用語の解釈で定める「(A)」とは、操作、据付 (現地据付を含む)、保守 (点検)、修理、オーバーホール、分解修理をいう。(A) には、「使用」が入る。

問題 1 3. 東京にあるメーカー X が、外国にある大学 Y に対して、電子メールを使って、リスト規制該当技術の提供を行うことは、日本の警察による取り締まりが難しいので、役務取引許可は不要である。

問題 1 4. 外為法等遵守事項の「資料管理」では、「すべての輸出関連書類等に事実を正確に記載し、又は記録すること。」とされている。

問題 1 5. 東京にある大学院教授の甲は、自宅からインターネット上で行われる通信の国際学会に参加し、外為令別表の 9 の項に該当する技術を含む講演を行う予定である。当該国際学会は、わずかな参加費用を払えば、不特定多数の者がインターネットで参加することができる。甲は、事務局から事前に送られてきた聴講者名簿の中に外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業を数社見つけたが、講演を行うに際して、役務取引許可を取得する必要はない。

問題 1 6. 東京にあるメーカー X がリスト規制に該当する技術  $\alpha$  をシンガポールの海外子会社 Y に提供する取引であっても、当該技術  $\alpha$  が電気通信ネットワーク上のファイルにより既に不特定多数の者に対して公開されている技術であれば、役務取引許可は不要である。

問題 1 7. 横浜にあるメーカー X は、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) に該当する遠心分離機 1 台を、取得している特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して、米国にあるメーカー Y に輸出した。この場合、メーカー X は、この輸出に関する資料を輸出時から少なくとも 5 年間保存しなければならない。

問題 18. 「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という平成18年の大臣通達では、「企業の代表権を有する者を輸出管理の最高責任者とする輸出管理体制を整備し、該非判定や輸入者・最終需要者等の審査に当たっては、事業部だけの判断に委ねず、役員以上を最終判断権者とする輸出管理統括部署において検証の上、最終的な取引の可否につき判断すること。」と規定されている。下線部分は正しい。

問題 19. 国連武器禁輸国であるレバノンにあるメーカーXから、東京のメーカーYは、輸出令別表第1の16の項に該当する炭素繊維の束（500キログラム）の注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器である爆弾製造用との連絡をメールで受けた。この場合、東京のメーカーYは、通常兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

問題 20. 東京にあるメーカーXは、輸出令別表第1の6の項に該当する貨物（総価額200万円）を来月から毎月、韓国にある子会社に輸出する予定である。この場合、メーカーXは、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を事前に取得すると良い。

問題 21. 大阪にあるメーカーXが、輸出令別表第1の16の項に該当するマルエージング鋼をフランスのメーカーYに輸出する際、用途は大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請が必要である。

問題 22. 外国ユーザーリストは、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に関するリストである。

問題 23. 1つの契約でリスト規制該当貨物を5回に分割して輸出する場合、その都度輸出許可申請を行う必要がある。

問題 24. 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の対象貨物を輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域へ輸出し、核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられる場合であっても、その輸出に対する特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は有効である。

問題 25. 他社製品を輸出する際、該非判定の責任は一義的に輸出者にあるので、自社で確実な該非判定が行えなければ、メーカーの判定書を入手し、再度、輸出者自身がチェックすることが重要である。

**2020年度**

**安全保障輸出管理実務能力認定試験(第48回)**

**(STC Associate)試験問題**

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3の地域(グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
リスト規制該当貨物(技術)	輸出令別表第1(外為令別表)の1から15までに該当する貨物(技術)をいう。